

委任状についてのお知らせ（長期優良住宅認定）

1 委任状の委任者押印は必須ではありません

江戸川区への「長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく申請に関する手続き」では、委任状の委任者押印は必須ではありません。
しかし、委任者押印しない場合は連絡先（電話）を記載します。

2 委任状について

- （１）委任者本人の意思に基づいて作成された押印または自署がない委任状は有効です。この場合、意思確認をさせていただくことがありますので、必ず委任者の連絡先を記載してください。
- （２）トラブル防止のため、委任者・受任者（代理人）間で押印の要否を判断してください。
- （３）手続きで添付する委任状は「写し」で構いません。

3 作成例

別紙を参照ください。
様式は定めていませんが、委任状としての必要事項は記載ください。

【作成例】

委任状

（代理人）

住所： 東京都新宿区西新宿 5-20-00-2 F

氏名： ○○○ホーム株式会社一級建築士事務所
 ○○ ○○

電話： 03-0000-0000

私は上記の者を代理人とし、下記の権限を委任します。

記

委任年月日：

2 0 2 ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

委任内容：

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく申請に関する手続き、提出図書の作成、訂正及び文書の受理

建築物の所在地（地名地番）：

江戸川区南葛西八丁目○番○○の一部

（委任者）

住所： 東京都渋谷区代々木 1-20-00-200
東京都港区西新橋 5-00-20

氏名： ○○ ○○
 ○○ ○○○

電話： 080-0000-0000
 03-0000-0000